

令和2年あきる野市農業委員会 11月総会議事録

令和2年11月25日（水）午後1時30分、令和2年あきる野市農業委員会11月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、坂本博、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 橋爪貴英、金澤知行

議事日程

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

追加議案

- 第1号 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。定刻前なのですが、皆さまお揃いになりましたので始めさせていただきます。本市でも新型コロナウイルス感染者が増えてきておりまして、農業委員会といたしましても感染対策を強めて、議事等もスムーズに進めさせていただければと思いますので、皆さまご協力お願いいたします。それではただ今から、令和2年あきる野市農業委員会11月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。今お話がありましたように、新型コロナウイルスが一時収束に向かうかと思いましたが、あきる野市の感染者も毎日のように増えてきまして、こういった大人数が集まるとの総会も、今のところ分かりませんが、将来的には人数を減らして行う可能性もございますので、その点ご承知おきください。また、今月におきましては納税猶予地の見回りを皆さまやっただきまして、ありがとうございました。納税猶予地は農業を継続していく上で大変重要な制度でございまして、この制度を守るということは大変重要なことです。回ってみまして、猶予地があまりにも荒れているような所がないように、また今回に限らず1年中気が付きましたら、ご指導等をよろしくをお願いいたします。猶予地を是非維持したいと思しますので、これがなくなりましたら都市における農業は特に継続が困難になっていくと思われまますので、是非これは守っていきたくて思っておりますので、よろしくをお願いいたします。また、本総会はコロナ禍でもありますので、できるだけ速やかに進めたいと思しますので、皆さまのご協力をお願いいたします。それではよろしくをお願いいたします。

(事務局長) どうもありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、10月28日(水)、29日(木)に事務局と京都へ会長研究集会に参加しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は堀江職務代理と小川委員になります。よろしく申し上げます。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございしますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受75について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和2年11月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受75 朗読)

以上になります。

(議長) はい。続いて担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。地図は4ページになります。20日に宮崎委員、あと事務局と3人で現地を確認してまいりました。

今回新しく購入する農地の方に広げていって、現在タケノコを実際採取されていて、直売所に出されているのですが、そのタケノコを採るための竹林をもう少し広げたいというなお話をされていました。それか、もし、竹をうまく広げられなかった場合は、シイタケとかナメコとか、キノコ栽培も一応考えているということですが、とりあえず、自分の持っている竹林を少し広げていきたいというなお話をされていました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原委員から説明がありました。何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、收受81について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和2年11月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上になります。

(議長) はい。続いて担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。5ページ目の地図をご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇-〇と〇-△と2面ありまして、現在葉物の作付けがされている状況でありまして、農地として利用されていることを確認いたしました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員から説明がありました。何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上になります。

(議長) はい。続いて担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。地図は6ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは現在耕耘されていて、今時点では耕作物はなかったのですが、農地としての利用は継続されているのではないかと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。
令和2年11月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上です。

(議長) はい。続いて担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る11月20日、事務局の方と坂本委員の3名で現地を確認いたしました。場所につきましては、7ページをお開きください。本件は前回の第5号議案、番号1から4と同様の〇〇〇〇さんが借受人です。

(現地案内図 説明)

当該地には農具が数本とマルチャー1台、管理機2台がシートが被った状態で置かれております。育苗のポットトレーが栽培途中で放置されておりました。また、建築途中と見られる2坪程度の物置があります。畑としては2柵程収穫された形跡がありますが、全体は短い丈の草が生えている状況でございます。2回程度耕耘すれば作付けできると思われれます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上です。

(議長) はい。続いて担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。先日20日に現地確認を行ってまいりました。地図の8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現在こちらの方は草が生えている状況ですが、許可が出次第、借り人の〇〇〇〇さんが耕作を開始するというので話を聞いております。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ござい

ますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、追加議案が提出されております。こちらは〇〇委員とご親族の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員退室)

(議長) それでは追加議案第1号、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、お配りいたしました資料をご覧ください。追加議案第1号、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和2年11月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(追加議案第1号・番号1 朗読)

以上になります。

(議長) はい。それでは、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。こちらも20日に見てまいりました。地図につきましては、場所がいっぱいあるのですが、まずは3ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらはほぼ全て耕耘されたばかりの状態になっておりました。続いて4ページをご覧ください。3ページの地図から少し東へ行った辺りになります。

(現地案内図 説明)

〇〇〇番と△△△番は耕耘されておりました。□□□番はハウスがありまして、聞くところによるとイチゴの栽培ということを言われていまして、中の方はきれいな状態になっておりました。◇◇◇番は作付けがされて、ナスか何かの跡があったと思われまして。農業は継続されていると思われまして。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) それでは、お配りいたしました資料の2ページ目をご覧ください。

(追加議案第1号・番号2 朗読)

以上になります。

(議長) はい。続いて担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。こちらも20日に事務局と確認してまいりました。地図は5ページをまずご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇は住宅に挟まれたような状態の畑になりまして、こちらは葉物が植わっております。△△△は自宅の隣になりますが、こちらはハウス等がありまして、露地には葉物が植わっております。道を挟んで北側、□□□-□、◇◇◇-◇、▽▽▽-▽は地続きで繋がっております、□□□-□はハウスが建っております、中はトウモロコシがもう終わりじゃないかなという状態、片付ける手前です。◇◇◇-◇は耕耘されております、▽▽▽-▽は葉物が植わっている状態でした。最後に6ページをご覧ください。こちらは先ほどの第2号議案、番号1の近くになります。

(現地案内図 説明)

こちらも耕耘されたばかりという状況でございました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員入室)

(議長) では続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和2年あきる野市農業委員会11月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、12月23日、水曜日、午後1時30分から、あきる野市役所別館3階、第1会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時09分